

生田緑地ばら苑管理運営整備事業及び新たなミュージアム整備運営事業 に係る民間活力導入可能性調査業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本市は令和6年5月に「生田緑地ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を改定し、ばら苑及びばら苑周辺区域（7.4ha）（以下「本エリア」という。）については、花と緑の拠点として生田緑地ばら苑を再整備するとともに、「新たなミュージアムに関する基本構想」（以下「基本構想」という。）により建設されるミュージアムが当該地となった際には、これを交流の場とし、生田緑地及び周辺まちづくりをつなげる場とするなどとしている。

また、本エリアを含む東地区の整備の考え方としては、大半が未供用である東地区において、ばら苑の再整備、新たなミュージアム構想、向ヶ丘遊園跡地利用計画などの多様な魅力が自然の輪の中で融合し、生田緑地の価値・魅力の向上を目指すとしている。

「生田緑地ばら苑管理運営整備事業及び新たなミュージアム整備運営事業に係る民間活力導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）は、現在、本市が検討を進めている「生田緑地ばら苑管理運営整備方針」（以下「整備方針」という。）や「新たなミュージアムに関する基本計画（案）」（以下「基本計画」という。）を踏まえ、一体的な検討を進めるとともに、施設の整備及び管理運営について、民間の資金、経営能力等のノウハウを活用する事業手法を比較検討することで、民間活力の導入可能性を調査することを目的とする。

2 主な業務概要

(1) 件名

生田緑地ばら苑管理運営整備事業及び新たなミュージアム整備運営事業に係る民間活力導入可能性調査業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年11月28日まで

(3) 履行場所

川崎市多摩区長尾2丁目地内ほか

(4) 主な業務内容

ア 前提条件の整理

イ 事業手法の検討・整理

(ア) 事例調査及び関係法令等の整理

(イ) 事業スキーム、事業期間、民間活力導入範囲の検討

(ウ) リスク分析及びリスク分担の整理

ウ 民間活力導入可能性の検討

(ア) モデルプランの更新

(イ) 民間事業者の参画意向調査（マーケットサウンディング）

(ウ) 民間活力導入手法の定性的評価

(エ) 従来手法及び民間活力導入手法との定量比較

(オ) 民間活力導入に係る総合的評価

エ 事業化に向けた課題の整理及びスケジュール案の作成

オ 調査報告書の作成

(5) 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とします。

29,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「調査測定」、種目「市場調査」に登録されていること（参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。）
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課計画調整担当 鈴木、清水

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎17階）

電話 044-200-1202（直通）

FAX 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

5 実施手順（概要）

公募後の受託候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

内容	期間等
参加意向申出書提出期間	令和7年1月9日（木）～令和7年1月23日（木） ※午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
参加資格審査結果通知	令和7年1月27日（月）
質問受付期間	令和7年1月9日（木）～令和7年1月23日（木）午後5時まで
質問回答	令和7年1月27日（月）
企画提案書等提出期限	令和7年1月31日（金） ※午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
審査	令和7年2月上旬から中旬のうち、指定の日時（予定）
受託候補者選定結果の通知	令和7年2月中旬ごろを予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

（1）公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載します。なお、様式についても併せて掲載します。

（2）公表開始日

令和7年1月9日（木）

7 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「3 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部ずつ提出してください。

（1）提出期間

令和7年1月9日（木）から令和7年1月23日（木）まで

（郵送の場合は令和7年1月23日（木）必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

（2）提出場所

4に同じ

（3）提出書類

参加意向申出書（様式1）

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付します。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載し、「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付してください。

(2) 受付期間

令和7年1月9日（木）から令和7年1月23日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年1月27日（月）までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年1月31日（金）

（郵送の場合は令和7年1月31日（金）までに必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出書類（ア～オはすべて任意様式）

ア 企画提案書

20ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 業務実績表

エ 会社（団体）概要書（パンフレット等）

オ 見積書

(3) 提出部数

ア 見積書以外：PDFデータで各1部

（書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名_書類名」とすること。

例：株式会社〇〇_企画提案書.pdf）

イ 見積書：原本（紙）を1部（押印あり）

(4) 提出方法

ア 見積書以外：別途指定する Logo フォームにアップロードし、送信すること。

指定 Logo フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/864966>

イ 見積書：「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」へ持参又は郵送（書

留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

(5) 留意点

- ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。
- イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限りません。
- ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、生田緑地ばら苑管理運営整備事業及び新たなミュージアム整備運営事業に係る民間活力導入可能性調査業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和7年2月上旬から中旬のうち、指定の日時

※日時は調整の上、個別に連絡します。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡します。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととします。

(3) 提案書評価項目及び評価基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおりとなります。

(4) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定いたします。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者といたします。

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和7年2月中旬ごろ

11 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 契約日前に「3 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とします。

(4) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。

(5) 今後の事業に関する参加資格

本業務の受託者及び受託者と資本関係又は人的関係にある者は、今後、生田緑地ばら苑管理運営整備事業及び新たなミュージアム整備運営事業の民間活力導入に係る民間事業者の選定手続を実施した場合において、参加者又は参加しようとするグループの構成員（SPC を組成する場合の事業においては SPC から直接業務を請け負う者を含む。）になることはできません。

評価項目		評価の着目点	評点
(1) 業務目的・内容の理解度	1) 理解度	・生田緑地ビジョンを踏まえ、本事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。	10
	2) 知識・能力	・博物館、美術館業務、公園事業に必要な知識、能力が十分備わっているか。	10
	3) 積極性	・業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。	10
(2) 事業実施体制	1) 組織体制	・博物館、美術館業務、公園事業に必要な業務を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。	10
	2) スケジュール	・履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。	10
(3) 事業手法の検討・整理	1) 企画力	・これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。	10
	2) 調査手順・方法	・効率的・効果的な調査手順・方法が提案されているか。	10
	3) 実現性	・提案内容に具体性と実現性があるか。	10
(4) 民間活力導入可能性の検討	1) 企画力	・これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。	10
	2) 調査手順・方法	・効率的・効果的な調査手順・方法が提案されているか。	10
	3) 実現性	・提案内容に具体性と実現性があるか。	10
(5) 事業化に向けた課題の整理及びスケジュール案の作成	1) 企画力	・これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。	10
	2) 調査手順・方法	・効率的・効果的な調査手順・方法が提案されているか。	10
	3) 実現性	・提案内容に具体性と実現性があるか。	10
(6) 実績評価		・本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか。	10
			150